

(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

公益財団法人千歳市体育協会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成30年3月1日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千歳市体育協会（以下「協会」という。）の定款に定める役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものでその名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 この法人の常時勤務する役員には、報酬、扶養手当、住居手当、役員手当、通勤手当、寒冷地手当及び、期末手当を支給する。

2 前項の報酬月額、別表第1のとおりとし、初任の役員報酬は、4号俸とする。ただし、適用にあつては、経験年数等を考慮し別に定めることができる。

3 役員手当は、月額17,000円とし、扶養手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当の支給額及び、支給率等は協会職員の例による。

4 第2項に規定する報酬及び手当の支給方法は、協会職員の例による。

5 非常勤役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給する。その報酬額は別表第4に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 役員が協会用務のため旅行したときは、その旅行に対し順路により費用を弁償する。

2 前項の規程による費用弁償は、公益財団法人千歳市体育協会旅費規程に定めるところによる。

(功労金)

第5条 常時勤務する役員が退職する場合は、功労金を支給することができる。

2 功労金の支給は、公益財団法人千歳市体育協会退職金規程を準用する。ただし、当該役員の在職期間中給与等の支給を他から受けている期間がある場

(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

合には、その期間は功労金の算定基準の期間には含まれていない。

(千歳市を退職し、再就職した役員の報酬の特例)

第6条 千歳市職員の外郭団体等への再就職に関する取扱要領（平成9年6月1日市長決裁）により、公益財団法人千歳市体育協会役員の報酬に関する規程の常時勤務する役員には、別表第2のとおり報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 前項の規定によらずに再就職した役員には、別表第3のとおり報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

3 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する役員に支給し、期末手当の額は、平成27年3月31日までに再就職した役員は報酬月額に6月に支給する場合は100分の100を乗じて得た額、12月に支給する場合は100分の105、平成27年4月1日以降に再就職した役員は6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額とする。

(公表)

第7条 当財団はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は会長が理事会の承認を経て、定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年12月1日 一部改正）

(施行期日等)

1 この規定は、平成26年12月12日から施行し、この規定による改定後の公益財団法人千歳市体育協会役員及び評議員の報酬等に関する規程（以下「改定後の規程」という。）別表第1（第3条第2項）常時兼務する役員の報酬（別紙1）の規定は平成26年4月1日から、別表第1（第3条第2項）常時勤務する役員の報酬（別紙2）の規定は平成27年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

2 この規定による改定後の規程を適用する場合においては、改定前の規程に基づいて支給された報酬は、改定後の規程による報酬の内払とみなす。

(差額支給に関する特例措置)

(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

- 3 改定後の別表第1（第3条第2項）常時勤務する役員の報酬の報酬月額が平成27年3月31日受けていた報酬月額に達しない役員に対しては、平成30年3月31日までの間、改定後の報酬月額に加え、その差額に相当する額を報酬として支給する。

附 則（平成27年3月5日 一部改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日 一部改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2 改正後の規程を準用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成28年3月31日 一部改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日 一部改正）

(施行期日等)

- 1 この規定は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の公益財団法人千歳市体育協会役員及び評議員の報酬等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）「別表第2」及び「別表第3」の規定は平成29年4月1日から適用する。
(給与の内払い)
2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとする。

附 則（平成30年3月1日 一部改正）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2 この規定による改正後の公益財団法人千歳市体育協会役員及び評議員の報酬等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の規程第6条第3項の規定、別表第2の規定は平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払い)

- 3 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとする。

(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

別表第1 (第3条第2項関係)

常時勤務する役員の報酬

平成29年4月1日～

号俸	俸給月額(円)	号俸	俸給月額(円)	号俸	俸給月額(円)
1	202,000	49	261,600	97	296,600
2	203,400	50	262,800	98	297,000
3	204,800	51	264,000	99	297,500
4	206,100	52	264,900	100	298,000
5	207,400	53	265,900	101	298,400
6	208,800	54	267,000	102	298,800
7	210,200	55	268,200	103	299,100
8	211,600	56	269,400	104	299,400
9	213,000	57	270,200	105	299,700
10	214,600	58	271,200	106	300,100
11	216,200	59	272,300	107	300,500
12	217,600	60	273,300	108	300,900
13	218,900	61	274,400	109	301,200
14	220,400	62	275,500	110	301,600
15	221,900	63	276,300	111	302,000
16	223,200	64	277,400	112	302,300
17	224,100	65	278,200	113	302,500
18	224,900	66	279,000	114	302,800
19	225,800	67	279,800	115	303,100
20	226,800	68	280,600	116	303,300
21	227,700	69	281,300	117	303,500
22	229,200	70	282,100	118	303,800
23	230,500	71	282,900	119	304,100
24	231,600	72	283,600	120	304,300
25	233,100	73	284,400	121	304,500
26	234,400	74	285,100	122	304,800
27	235,700	75	285,900	123	305,100
28	237,000	76	286,700	124	305,300
29	238,000	77	287,300	125	305,500
30	239,200	78	287,800	126	305,800
31	240,500	79	288,300	127	306,100
32	241,700	80	288,700	128	306,300
33	242,800	81	289,100	129	306,500
34	244,100	82	289,500	130	306,800
35	245,200	83	290,000	131	307,100
36	246,400	84	290,500	132	307,300
37	247,700	85	290,900	133	307,500
38	248,900	86	291,500		
39	250,200	87	292,100		
40	251,500	88	292,700		
41	252,500	89	293,000		
42	253,800	90	293,500		
43	254,900	91	294,000		
44	256,200	92	294,400		
45	257,100	93	294,800		
46	258,200	94	295,300		
47	259,400	95	295,800		
48	260,400	96	296,300		

(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

別表第2 (第6条第1項)

千歳市を退職し再就職をした役員の報酬

(1) 千歳市職員の外郭団体等への再就職に関する取扱要領該当者			
号俸	再就職日	退職時部長職報酬月額	適用期間
1	平成27年3月31日まで	296,000円	60歳に到達する年度まで
	平成27年4月1日以降	314,700円	
2	平成27年3月31日まで	260,100円	61歳に到達する年度から 63歳に到達する年度まで
	平成27年4月1日以降	274,200円	
3	平成27年3月31日まで	144,400円	64歳に到達する年度から 65歳に到達する年度まで
	平成27年4月1日以降	187,300円	

別表第3 (第6条第2項)

千歳市を退職し再就職をした役員の報酬

(2) 第6条第1項によらずに再就職した該当者		
退職時の役職	再就職日	給料月額
部長職	平成27年3月31日まで	158,320円
	平成27年4月1日以降	219,040円
次長職	平成27年3月31日まで	148,320円
	平成27年4月1日以降	203,520円
課長職	平成27年3月31日まで	141,320円
	平成27年4月1日以降	171,520円

別表第4 (第3条第5項)

非常勤役員及び評議員の報酬

区分	要件	回数	報酬額
理事	理事会出席等必要の都度	1回	6,200円
監事	理事会・評議員会出席、監査等必要な都度	1回	6,200円
評議員	評議員会出席等必要の都度	1回	6,200円